

税

家屋を取り壊したときは
届出をしてください！

家屋にかかる
固定資産税と都
市計画税は、毎
年1月1日現在
で「家屋課税台
帳」に登録され
ている所有者に対し課税されます。



家屋を取り壊した場合は、必ず年
内に届出を行ってください。届出が
ない場合、取り壊しの確認が取れず、
引き続き課税されてしまうことがあ
ります。

なお、12月末までに法務局で滅失
登記を行う家屋については、届出の
必要はありません。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

パート収入と税

◆パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が
93万円を超える方には、住民税の均

等割(4500円)が課税されます。

また、年収が100万円以上の方
には、この均等割に加え、所得割
も課税されます。さらに、年収が
103万円を超えると、所得税も課
税されます。

◆配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働
く場合、妻のパートによる年収が
103万円以下であれば、『配偶者
控除(所得税38万円、住民税33万円)』
が受けられます。

また、年収が103万円を超え、
配偶者控除が受けられない場合で
も、141万円未満であれば、段階
的に『配偶者特別控除』を受けられ
ます。

ただし、配偶者控除と配偶者特別
控除を併用して受けることはできませ
ん。また、夫の合計所得が1000万
円を超える年には、配偶者特別控除
を受けることができません。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

年末調整説明会

青色申告決算説明会

■年末調整説明会

平成22年分の源泉所得税の年末調
整説明会を開催します。

▼対象Ⅱ法人・個人の青色申告をさ
れる方および白色申告をされる方

▼日時Ⅱ11月17日(水)午後1時30
分～3時30分 ▼場所Ⅱ田原文化会
館多目的ホール

■青色申告決算説明会

平成22年分の青色申
告決算説明会を開催し
ます。

▼対象Ⅱ青色申告をさ
れる方 ▼日時Ⅱ12月

3日(金)午後1時30分～3時30分

▼場所Ⅱ田原文化会館多目的ホール

▼内容Ⅱ記載方法の説明

▼その他Ⅱ青色申告書、収支内訳書
などの用紙は国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp/>) からダウ
ンロードできます。申告書の提出は
e-Taxをご利用ください。

※詳しくは直接税務署へお問い合わせ
してください。

▼豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)
☎(0532)52局6201

個人事業税第二期分の
納税をお忘れなく！

個人事業税の第二期分の納期限
は、11月30日(火)です。11月中旬

に納税通知書をお送りします。
最寄の金融機関、コンビニエンス

ストア(納付書の納付金額が30万円
以下のもの)または県税事務所で納
付してください。

また、PayEasy^{ペイジー}に対応しているイ
ンターネットバンキングまたはAT
Mを利用して納付することもできま
すので、ぜひご利用ください。(た
だし、領収証書が発行されません。
領収証書が必要な方は、金融機関な
どの窓口で納付してください。)
※口座振替をご利用の方は、納期限
前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県税事務所

☎(0532)54局5111

相続などに係る生命保険契約
などに基づく年金返戻金

相続、贈与などにより取得した生
命保険契約や損害保険契約などに係
る年金の所得税の取り扱いを改める
こととしました。

この取り扱いの変更により、所得
税の還付を受けることができる場合
があります。

※詳しくは、国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp/>) をご覧いた
だくか、直接税務署へお問い合わせ
ください。

▼豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)
☎(0532)52局6201